

感染症対策

感染症の重症化リスクが高い高齢者が生活している施設では、基本的な感染対策（特に標準予防策）を継続することが重要です。

厚生労働省が発行している「**介護現場における感染対策の手引き 第3版**」には、平時における感染対策や発生時の対応などの情報が掲載されています。日常のケアのマニュアル作成や見直し、研修・訓練等にご活用ください。



介護現場における感染対策の手引き 第3版

検索



厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

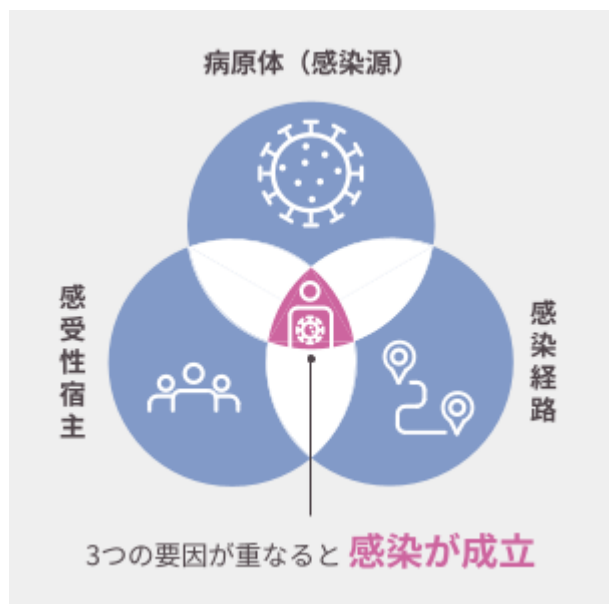
※ URLが変更となる場合があります。その際は、検索ワードにてお探してください。

1. 感染症の基礎知識



感染症とは、私たちの周りにいる病原体が体の中に入り、増殖して様々な症状を引き起こす病気のことです。

「原因となる病原体の存在」「病原体が宿主に入り込むための感染経路」「病原体が入り込んだ宿主に感受性があること（感染のしやすさ）」という3つの要因が重なることに



よって感染症が発生（＝感染が成立）します。感染対策においては「病原体（感染源）の排除」「感染経路の遮断」「宿主の抵抗力の向上」が重要となります。

そのため、日頃から「標準予防策（スタンダード・プリコーション）」、感染症流行時は「感染経路別予防策」と呼ばれる感染対策を行う必要があります。



参考ページ（手引きより）

- 感染症について P 4～10
- 標準予防策 P10～13
- 感染経路別予防策 P11～13

2. 平時における感染対策



標準予防策の日常化～感染対策の「特別」を「普通」に～

日常のケアが感染経路の1つとなります。利用者の症状の有無に関わらず、日常のケアに「標準予防策」を取り入れ実践することが、「利用者」と「職員」を感染症から守ることにつながります。手指衛生の他に、適切な防護具を必要なタイミングで使用するなど、日常のケアについて振り返り、マニュアルや手順書の中に取り入れましょう。

（1）日頃からの感染対策

血液等の体液・嘔吐物・糞便等には感染性の病原体が含まれていることが多く、これらに接する際は、手袋をすること、必要に応じてマスクやゴーグルをつけること、その際に出たごみも感染性があるものとして注意して扱うこと、手袋を外した後は手洗いを丁寧に行うこと等が、感染症予防の基本です。特に、介護・看護ケアで感染を予防するためには、手指衛生の徹底が必要です。正しい方法とタイミングを身につけましょう。



参考ページ（手引きより）

- 清掃・消毒等 P14～21
- 個人防護具 P21～23
- 手指衛生 P24～27
- 介護・看護ケア P27～28

(2) 職員と利用者の健康管理

職員は、サービス提供の過程で利用者と密接に関わるため、注意が必要です。さらに、職員自身が、病原体を拡げないように日頃から健康管理に心がけるとともに、仮に感染症にかかった場合や、咳・発熱等の症状が出た場合は、その職員が安心して休めるような職場環境づくりも必要です。



参考ページ (手引きより)

- 共通事項 P 9
- 利用者 P28～33
- 職員 P51～54

(3) その他、施設として必要な備え

- ① かかりつけ医や医療機関の連絡先を把握し、発熱時の対応などを相談しておく
- ② 地域の感染症の発生状況を把握する
- ③ 職員の応援体制を確認する
- ④ 職員研修・訓練を継続的に実施する

正しい知識・予防策を習得する機会がなく、感染を拡げてしまうことは、介護施設・事業所全体に影響があります。職員自身の健康を守る観点からも、衛生的な行動の推進と衛生管理の徹底を行うことが必要です。

感染症に関する主なホームページ

- 札幌市衛生研究所「札幌市における主な感染症の発生動向」
<https://www.city.sapporo.jp/eiken/infect/index.html>
- 札幌市保健所「札幌市における感染症の発生状況（学級閉鎖・集団感染を含む）」
https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/sapporo_kh.html
- 厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

3. 発生時の対応



施設内で感染者が発生した場合は、感染を拡げないために、初動の対応が重要です。疑われる症状がある場合には、医師の診断前であっても、すみやかに対策をとることが必要です。

(1) 感染症発生時の対応

感染症の発生時や、それが疑われる状況が生じた場合には、症状のある利用者と職員の状況やそれぞれに講じた措置等を記録し、かかりつけ医や医療機関への連絡・相談を行います。

感染拡大防止のため、標準予防策の徹底と日頃からの取組に加えて、感染経路別の対策を行います。

(2) 行政機関への報告

以下に該当する場合、報告が必要となります。詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

報告基準

札幌市保健所「社会福祉施設等の従事者の皆様へのお知らせ」

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/sisetu_houkoku.html

- 同一の感染症・食中毒（疑い含む）による死亡者や重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- 同一の感染症・食中毒（疑い含む）の患者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合